

東日本大震災事業者再生支援機構 ご案内

私たちは東日本大震災により被災された中小事業者の方々の再生のため、
そして、被災地域の「復興」のために、国により設立された会社です。

震災支援機構 と呼んで下さい。

被災事業者の方々の事業再生のために

東日本大震災により過大な債務を負った中小事業者の方々に対して、債権の買取り等を通じて債務の負担を軽減しつつ、再生を支援することで、産業や人口流出防止の観点から被災地域の復興に資することを目的として、

国によって、
平成24年2月22日に、私たち

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 (略称： 震災支援機構)

は設立されました。

設立以来、700先を超える事業者の方々に対して
支援決定を行ってきました。

※支援決定の申込受付は令和3年3月末をもって終了しております。

当機構の取り組み等をご案内いたします。

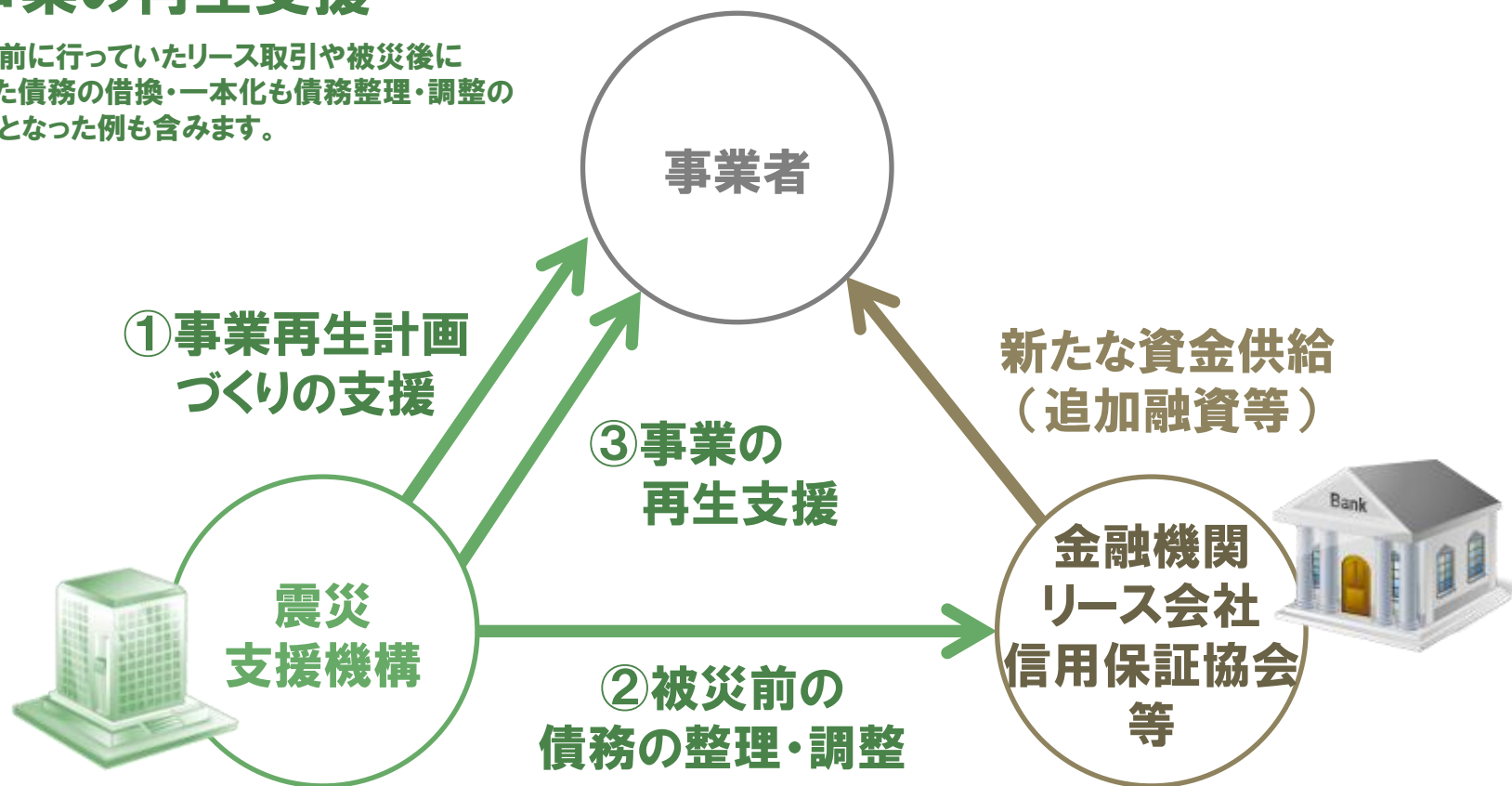
私たちが提供する事業再生支援の枠組み

当機構は、金融機関と連携しながら、被災前の債務が現在も負担となっている事業者の皆さまに対して、

- ①事業再生計画づくりの支援、
- ②被災前の債務*の整理・調整、
- ③事業の再生支援

を通じて、
事業の再生・再開に向けて支援しています。

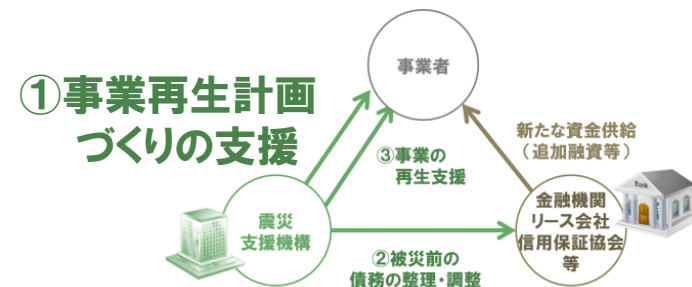
*被災前に行っていたリース取引や被災後に行った債務の借換・一本化も債務整理・調整の対象となった例も含まれます。



①事業再生計画づくりの支援

当機構は、支援を申し込もうとする
事業者の皆様、

**事業計画策定の最初の段階から
計画づくりのアドバイス**を行っています。



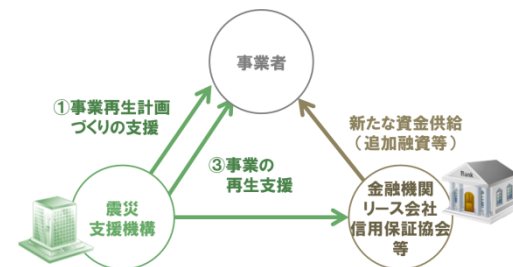
※私たちは、

- ・震災前の状況に戻す**復旧支援**
- ・既存事業を見直して、立て直しを図る**再生支援**
- ・新規事業への業態転換を図る**新生支援**

を行っており、事業者の皆様のニーズに基づいて、事業再生計画づくりを支援しています。

②被災前の債務整理・調整

※当機構は、金融機関との調整を行いながら、様々な手法を用いて被災前の債務の整理を行い、皆様の負担を軽減しています。



②被災前の 債務の整理・調整

債権の買い取り ▶

被災前の債務を適正な価格(時価)で
買取り

支払猶予 ▶

被災前の債務に対する支払期限を延期

利子の減免 ▶

支払利子を低減化

劣後債権化 ▶

被災前の債務を劣後化し、債務弁済の順位が劣る債権へ

債務の株式化 ▶

被災前の債務を株式化し、機構が株主に

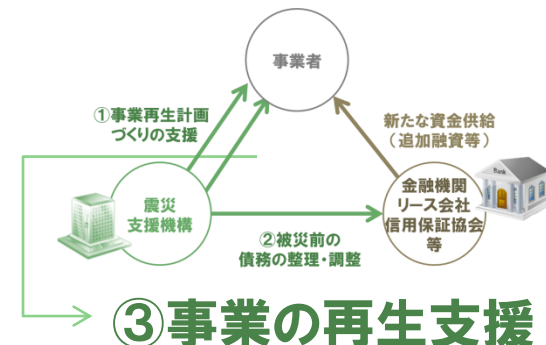
債務免除 ▶

事業者の状況を鑑み、債務を免除

※なお、個別の案件に全ての手法を用いるわけではなく、必要に応じた手法を組み合わせる支援を行っています。

③事業の再生支援

※当機構は、実際に事業再生を行う過程で生じる課題に対して、下記のような機能を果たしています。



債務の保証

新規融資に対して当機構が保証人となることで金融機関からの融資を受けやすく

出資

当機構が事業者に出資

つなぎ融資

メインバンクが行う新規融資等が行われる間のつなぎとして資金を貸付け

本業支援の助言

事業再生計画の着実な遂行のため、支援を表明した金融機関等と連携しながら、販路開拓等の本業支援をはじめとした多岐に渡っての助言

支援の流れ ～典型的なケース～

□ 震災前に発生した銀行借入金等の要返済債務300万円がある事業者A社を想定。

震災によって店舗・機械設備が損壊。
300万円の借入れが残ってしまった。

店舗・機械設備を再建するには、
500万円の新たな借入れが必要。

融資を受けられるのか？

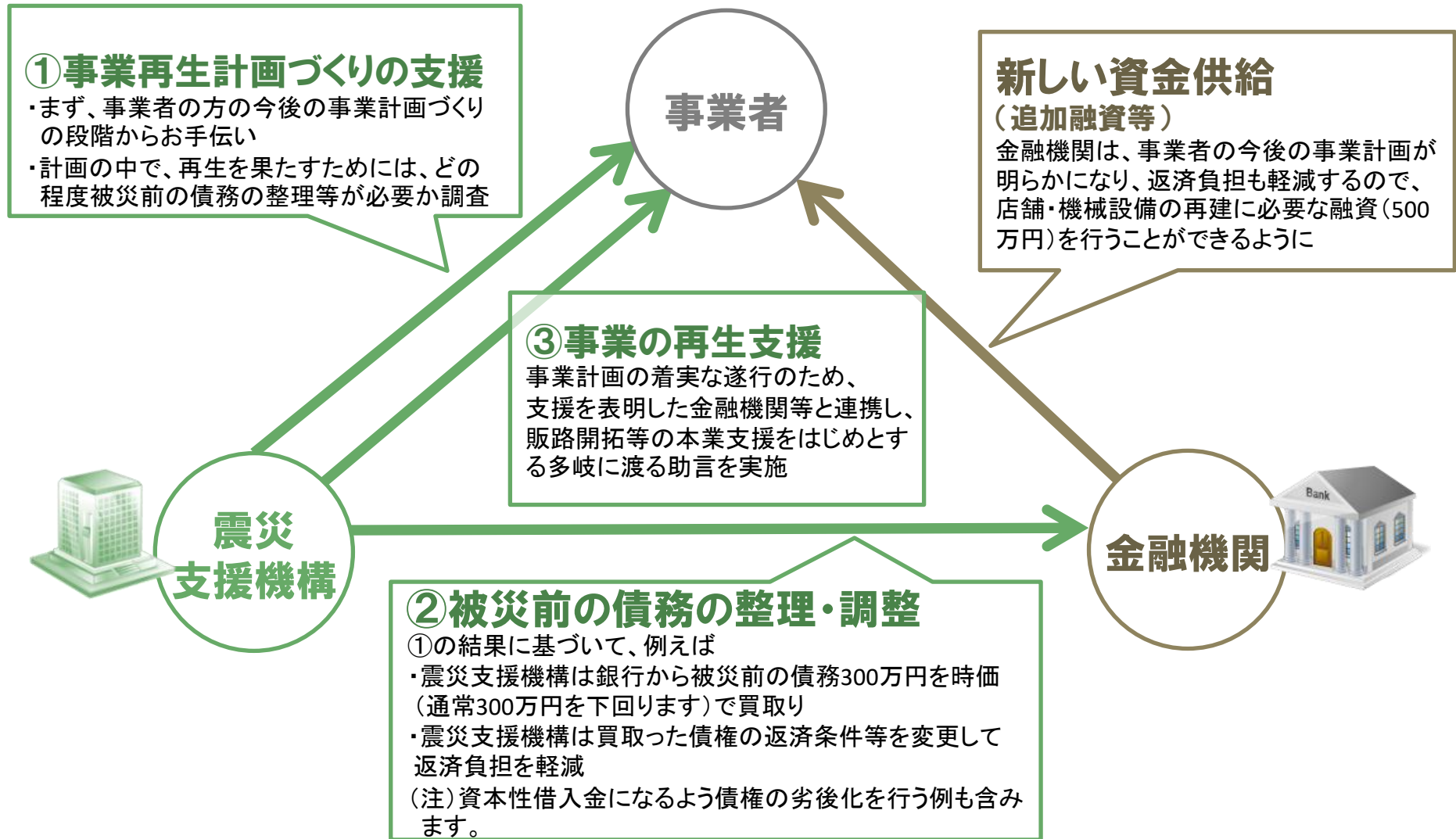
過去の借入れはどうなるのか？

合計で800万円も返済できるのか？



支援の流れ ～典型的なケース～

○当機構は、被災前の債務が負担となっている事業者の皆様を支援しています。



最近の被災事業者様の声



仮設から本設への
移転にあたり
新たな借入が必要だが、
震災前借入金の
返済負担が重い…

【支援事例①】

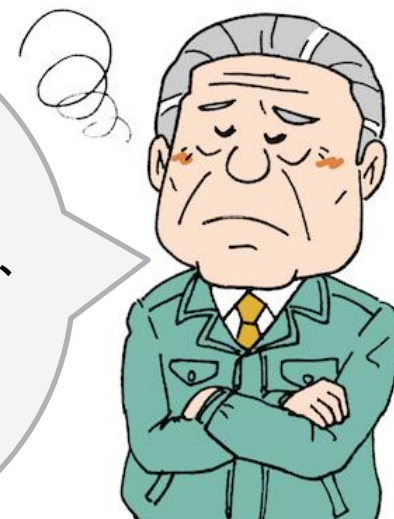


既存顧客の喪失や
風評被害等により
売上回復が遅れている中、
震災前借入金の
返済負担が重い…

【支援事例②】

震災後借入金の
返済が始まることで
資金繰りが厳しくなる中、
震災前借入金の
返済負担が重い…

【支援事例③】



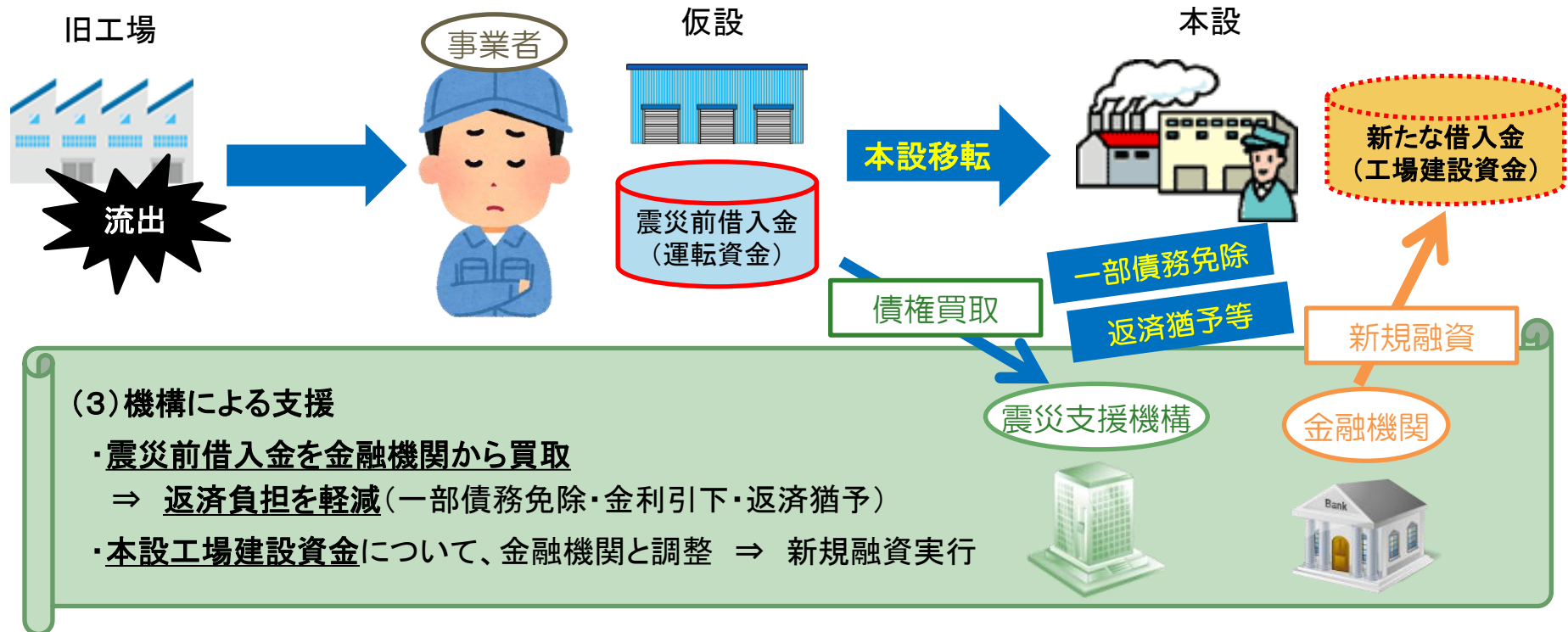
【支援事例①】仮設から本設への移転にあたり新たな借入が必要な事業者

(1) 被災から支援に至るまでの経緯

- ・津波により工場・設備が流出。
- ・仮設で事業再開するも、設備購入等により債務増加。

(2) 抱えていた課題

- ・本設工場取得し本格的な事業再開を希望
⇒ **新たな借入が必要**となり、
震災前借入金の返済負担が重い。



(3) 機構による支援

- ・震災前借入金を金融機関から買取
⇒ **返済負担を軽減**(一部債務免除・金利引下・返済猶予)
- ・本設工場建設資金について、金融機関と調整 ⇒ **新規融資実行**

【支援事例②】既存顧客の喪失や風評被害等により売上回復が遅れている事業者

(1) 被災から支援に至るまでの経緯

- ・原発事故に伴う地元顧客の減少等により、売上が減少。

(2) 抱えていた課題

- ・東電からの賠償金により黒字を確保していたものの、収益に比べて震災前借入金が大になり、返済負担が重くなることが見込まれる。



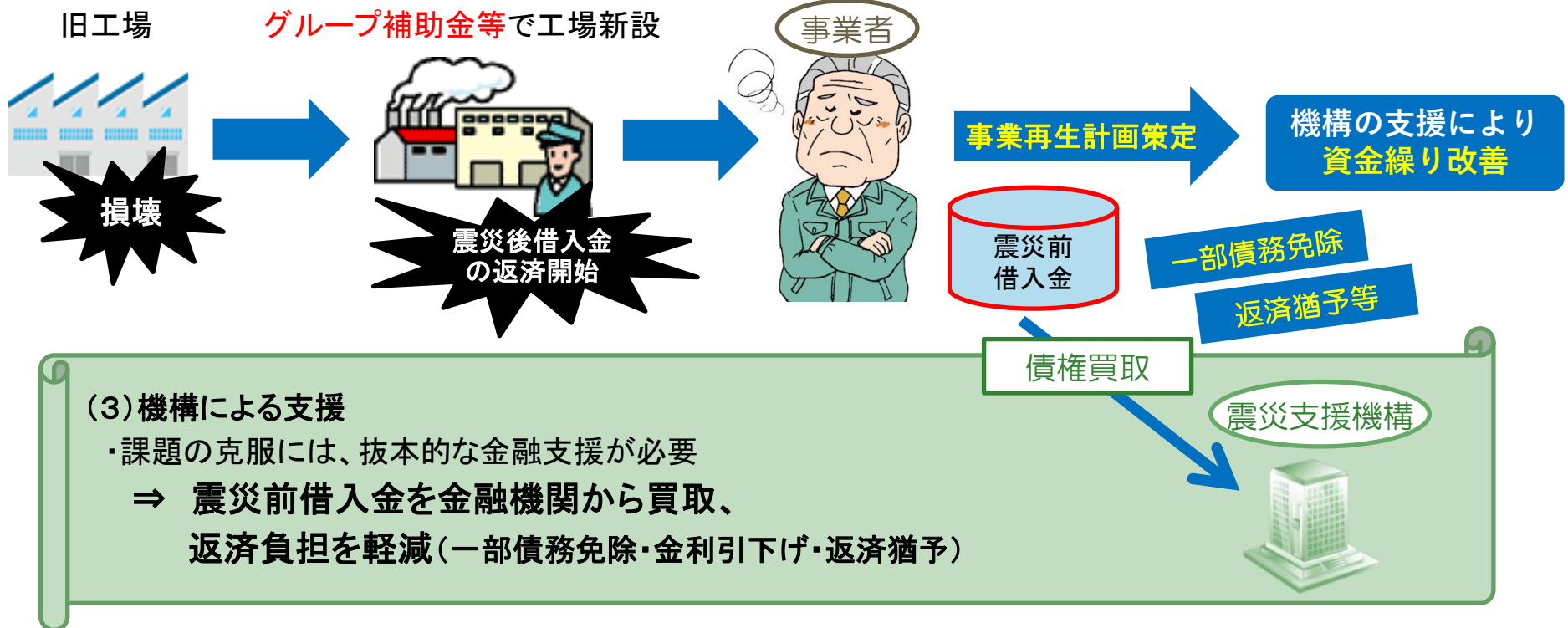
【支援事例③】震災後借入金の返済が始まり資金繰りが厳しくなる事業者

(1) 被災から支援に至るまでの経緯

- ・震災により工場が損壊。
- ・グループ補助金の受領・高度化資金の借入等により、工場を新設。

(2) 抱えていた課題

- ・**震災後借入金の返済が始まり**資金繰りが厳しくなる中、**震災前借入金**が過大になっており返済負担が重い。



対象事業者

- 東日本大震災によって被害を受けたことにより、
過大な債務を負っている事業者で、
対象地域における債権者等と協力して、
その事業の再生を図ろうとする事業者の方が
対象です。

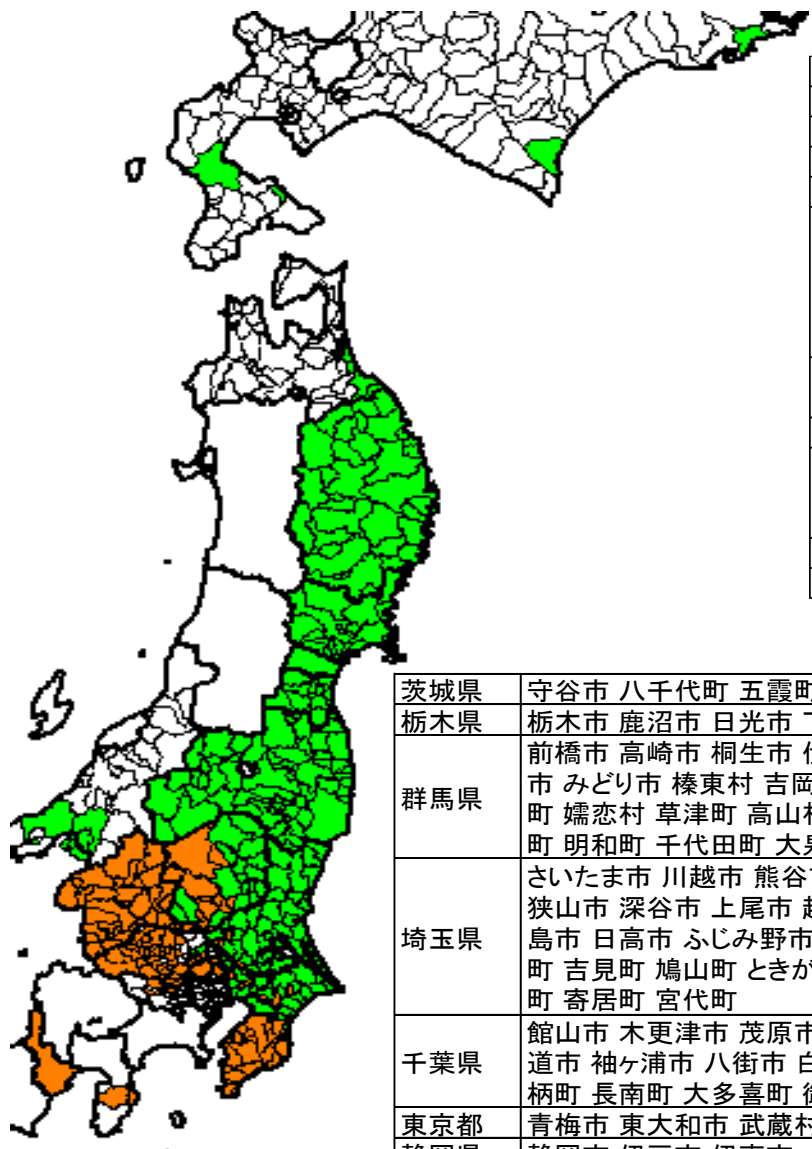
※被災前の債務が残った方が対象です。

- 事業者には、
小規模企業者、農林水産業事業者、医療福祉事業者
などを含みます。

- 大規模事業者(大企業)、第三セクターは対象外です。

対象事業者の地域

○対象地域は以下のとおりです。



緑の地域・・・一号指定地域

北海道	鹿部町 八雲町 広尾町 浜中町
青森県	八戸市 三沢市 おいらせ町 階上町
岩手県	県内全市町村
宮城県	県内全市町村
福島県	県内全市町村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町 美浦村 阿見町 河内町 利根町
栃木県	宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 高根沢町 那須町 那珂川町
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 横芝光町 白子町
新潟県	十日町市 上越市 津南町
長野県	野沢温泉村 栄村

橙色の地域・・・二号指定地域

茨城県	守谷市 八千代町 五霞町 境町
栃木県	栃木市 鹿沼市 日光市 下野市 上三川町 壬生町 野木町 岩舟町 塩谷町
群馬県	前橋市 高崎市 桐生市 伊勢崎市 太田市 沼田市 館林市 渋川市 藤岡市 富岡市 安中市 みどり市 榛東村 吉岡町 上野村 神流町 下仁田町 南牧村 甘楽町 中之条町 長野原町 嬬恋村 草津町 高山村 東吾妻町 片品村 川場村 昭和村 みなかみ町 玉村町 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町
埼玉県	さいたま市 川越市 熊谷市 行田市 秩父市 所沢市 飯能市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 深谷市 上尾市 越谷市 入間市 新座市 桶川市 富士見市 蓮田市 坂戸市 鶴ヶ島市 日高市 ふじみ野市 白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父村 美里町 神川町 寄居町 宮代町
千葉県	館山市 木更津市 茂原市 勝浦市 市原市 流山市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 白井市 南房総市 いすみ市 芝山町 一宮町 睦沢町 長生村 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町
東京都	青梅市 東大和市 武蔵村山市 あきる野市 瑞穂町
静岡県	静岡市 伊豆市 伊東市

※二号指定地域とは、原発事故に関する原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)による農林水産物の出荷制限指示又は都道府県知事の出荷等制限要請に係る地域として主務大臣(総理、総務、財務、農水、経産)が定める地域のことをいいます。

支援基準

当機構が支援決定を行う基準は、以下の3点です。

いずれも、当機構の定める**支援期間(15年)以内**での達成が要件となります。

① 有利子負債・キャッシュフロー倍率が15倍以下となること。

② 5年以内を目途に営業損益が黒字となること。

③ 債務超過が解消されること。
(「合実計画」達成には10年以内となります。)

※詳細は、機構HPをご参照ください。

震災支援機構へのアクセス

■ 仙台本店



住所 : 宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1
仙台第一生命タワービルディング19階
☎ : 022-393-8550

■ 東京本部



住所 : 東京都千代田区丸の内2丁目2-2
丸の内三井ビルディング10階
☎ : 03-6268-0180

震災支援機構のホームページもご覧下さい。URL : <http://www.shien-kiko.co.jp/index.html>

震災支援機構の概要

名 称	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構		
設 立	平成24年2月22日		
所 在 地	仙台本店	宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1	仙台第一生命タワービルディング
	東京本部	東京都千代田区丸の内2-2-2	丸の内三井ビルディング
資 本 金	299億8,400万円		
株 主	預金保険機構、貯金保険機構		
役 員	代表取締役社長	松崎 孝夫	(前 東日本大震災事業者再生支援機構 常務取締役、 元 新生銀行 常務執行役員 法人営業本部長)
	代表取締役専務	宮崎 信太郎	(前 東日本大震災事業者再生支援機構 常務執行役員)
	取締役	西田 直樹	(元 財務省北陸財務局長)
	取締役	宮原 育子	(宮城大学・宮城学院女子大学 名誉教授)
	監査役	園尾 隆司	(元 東京高等裁判所 長官代行判事)
	監査役	泉本 小夜子	(公認会計士)